

昭和61年 5/15

No.634 発行: 東京都豊島区 編集:企画部広報課 〒170 豊島区東池袋1-18-1 ☎981-1111 &lt;毎月5・15・25日発行&gt;

## 「区民のひろば」

6・7ページに/

区民参加のページ、「区民のひろば」がワイドに登場。ふれあいガイド、小さい字幕、ズームアップとしま、ひとこと、わたしの豊島紀行が、毎月15日号6、7面に/

## 春の生鮮食品即売市

5月16日午後1時  
大塚台公園で開催

おもちの無料配付や  
ササニシキが5kg  
当たる抽選券もあります  
新鮮で良い品物  
を卸値程度で大  
放出/

品物は大量に仕入  
れます、場合によ  
つては品切れとなる  
こともあります。あ  
らかじめご承知くだ  
さい。

◇主催: 豊島区協力  
力: 豊島区生鮮食品  
穀小売商組合◇注意  
安売りデー事業協力  
生活センターへ。車でのご来場は  
ご遠慮ください。

問合せ: 区立消費  
生活センター ☎910-  
6831へ。

雨天でも実施します。  
この手口、あんな手口

4・5面に消費生活特集  
「増える訪問販売による被  
害! — 気をつけよう

好評頒布中!  
「豊島区絵はがき」  
1セット200円

3月24日から区民の皆さん  
に頒布しました。「豊島区絵はが  
き」は好評のうちに早くと売れ  
切った。

報紙2132へ。

## 飛び立とう

## 「自立する消費者」へ



## 深刻化する消費者問題

5月30日は「消費者の日」とは「消費者保護基本法」が施行された昭和43年5月30日を記念して、昭和53年に制定されたもので、消費者問題への認識をより一層深めていこうという日です。昭和30年代以降、日本経済がいわゆる大衆消費時代に発展したことによつて、社会的な問題として強く意識されるようになりました。

今日、私たちのくらしは、たくさん商品やサービス、情報を取り囲まれ「豊かな消費生活」を楽しんでいるともいえます。

しかし、一方では、近年の情報化、国際化、高齢化社会等の流

動、消費者グループ研究委託等

③消費者利益の擁護

④生活改善・流通対策

講座、消費生活展、情報の収集お

よび提供

①消費生活情報の提供

②消費者教育の充実

講座、消費生活展、商品テスト

ト、消費者グループ研究委託等

③消費者利益の擁護

④生活改善・流通対策

講座、消費生活展、情報の収集お

よび提供

①消費生活情報の提供

②消費者教育の充実

講座、消費生活展、商品テスト

ト、消費者グループ研究委託等

③消費者利益の擁護

④生活改善・流通対策

講座、消費生活展、情報の収集お

よび提供

①消費生活情報の提供

②消費者教育の充実

講座、消費生活展、情報の収集お







- どこに誰か、目的は何かを確がめる
- 「アンケート調査」「味見兒をして」「手相を見させて」「道具・火器の点検」など家の内外を問わざ目的をかくした販売が目立ちます。
- 本当に必要なものかを考える今すぐし買わなければ手に入らない、という商品はないはずで。
- 不要なものはキツバリ断わる

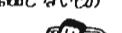
- 姓名や押印は慣習に  
「契約書」という名称でなくとも、住所・氏名を記入したり押印すると契約したことになることもあります。また、電話で告げるだけでも申込みとみなされる場合もあります。
- 契約内容は書面で確認を  
「始めの話と違う」という言つたまわないがトラブルのもととなり相手をする羽目にもなる

あれば、書面によつて無条件で申込みの撤回や契約の解除をすることができる制度です。いわゆる頭を冷やし、冷静に考える期間です。

販売業者に頭金などを支払つている場合は、全額返金してもいい、商品を受取つている場合は、販売業者の負担で返品できます。

なお、業者へ出す書面は、証拠の残る書類か内容証明が確実です。

#### 契約クリーリング・オフ適用除外

- 布衣商品ではないものの
 
  - 化粧品、博葉食品等の消滅品で使用してしまった場合
 
  - 商品を受け取り代金と金額支払った場合
 
  - 買い物で契約した場合
 

## 契約解除通知文の例

新聞の訪問販売に  
クリングオフ

これまで新聞は訪問版売法の  
指定商品外であり、ケーリング・  
オフの適用はなく書面も交付さ  
れないため、勧説をめぐるトラン  
ブルが後を断ちませんでした。  
(B)日本新聞協会と(B)新聞版賣協  
会では、トラブルの防止のため  
下記のような内容の自主規制規  
約を、5月1日から発足させま  
した。(下記は読者のへての書面文

上一、販売店名  
所在地、電話番号  
■購入申込みの簡便、契約  
の解除に関する事項  
、お客様は前項の書面を交付  
取られてから、その日を含む7  
日以内であれば、書面により販  
売店にてご連絡いただければ、  
購入申込みの撤回をすることが  
できます。

ご購入をめぐる苦情は販売  
店方および当社が責任をもつて  
対応いたします。販売店または  
新聞社にお申し出ください。

第7期消費生活モニター

善良なおとしよりをはじめ多くの人びとをまき込んだ豊田商事の現物まがい商法、主婦を中心多くの被害者を出したペルギーダイヤモンドのマルチまがい商法、そして若者をターゲットにした強引な英会話教材の販売など、昨年1年間をふりかえつただけでも悪質な販売による消費者被害は数限りなく、大きな社会問題になりました。

このような状況を反映し、60年度に当センターに寄せられた相談や苦情は691件、59年度426件の62パーセント増となり、このうち契約に係わるトラブルが約

半数を占めました。また、販売方法別に見ると約半数が訪問販売や通信販売など店舗外での販売によるものです。センターに寄せられた相談や苦情のほかに約50倍もの潜在被害があるものと予測されます。

こうした被害を無くすため、国では業者への新たな法的規制を準備中であり、訪問販売業界でも自主規制基準を設け改善に努力しています。しかし、悪質な業者は法の目をくぐり、業界の規準を無視して弱い立場の消費者をねらって営業しているのが実態です。

ある日突然かかってきた電話で、あなた自身が被害者になる危険性は十分あります。私たちひとりひとりが、相手を商品とはっきりと見きわめ、甘い言葉に惑わされない賢い消費者になりたいのです。

## クーリングオフ

代表取締役

力たり商法駄目! 取替えなきや



キヤツチ商法  
やさしく、甘い声についてふらり



開運商法



**もうけたい商法**  
もうかりまっせ



るよう、行政の対応の遅れが事をより大きとしたという点か  
がんばつて消費生活センターさん

北大塚 H・一さくら

先日の午後、大塚駅改札口を少し出た所で、30歳ぐらいの男性がいきなり「キレイな眼鏡をかけていますね」と声をかけてきた。  
「○○大学の学生ですが、少しアンケートに答えてください」と言う。急ぐからと走り出した  
ら追いかけられてるので「眼鏡のアンケートをとっているのかしら」と思い質問を受けると、「何か不思議な体験をしませんか?」「結婚は恋愛?おはらい?それとも...」「宗教は何か信じていますか?」「毎日お参り







## 古代史上の新発見

新たに発見された出雲の銅劍  
銅鏡や蘿ノ木古墳、大津皇子の  
本簡などについて分かりやすい解  
説をしていきます。

5月26日、6月9・23日、7  
月7・21日、8月4・11・25日  
各月曜日、計8回 午後1時30  
分～3時30分 購込社会教育会  
館 ◇定員：40名 ◇教材費：300円  
◇講師：埼玉大学教授 原島礼  
二氏 ◇申込み：教材費持参のう  
え当会館窓口へ（先着順） 購  
込駅より徒歩2分 購込2の2  
の2 ◇印：90・2400

## 中央図書館子供映画会

5月24日(土) 午後3時から  
中央図書館 1階視聴覚ホール ◇  
映画：「はくの熊おじさん」(映  
画 カラー) 46分 小学生一般  
向き、「白い象(アニメカラー)  
22分 幼児・小学生向き) ◇詳  
細：中央図書館 ◇印：7861

国民健康保険施設  
旅館(民宿)のご案内

被保険者のみなさんの健  
康の保持増進を目的に、一  
般の宿泊料より比較的安い  
料金で安心してご利用でき  
ます。

◎旅館名等：左表のとおり

おそれてお気軽にお利用くだ  
さい。

◎旅館名等